平成２７年（フ）第１１３２７号
東京都港区芝２丁目17－３－401
債務者　長村　広子
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２０号
東京都豊島区上池袋３丁目25－４　レオパレス北池袋第２－104
債務者　安部　昌宏
1　決定年月日時　平成28年１月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第２９号
東京都港区南青山７丁目１－５－1003
債務者　石川　香世
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月１日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２６５号
横浜市磯子区磯子２丁目19番３号　静和荘205号
債務者　川村　里恵（旧姓宮田）
1　決定年月日時　平成28年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６９０号
静岡市清水区上２丁目５番２号　コーポ三立201号
債務者　藤本　辰男
1　決定年月日時　平成28年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年３月２日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２７年（フ）第３８１号
北海道虻田郡倶知安町北４条西４丁目７番地
破産者　倶知安紳装株式会社
1　決定年月日　平成28年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第５００号
札幌市白石区北郷４条７丁目２番17号　家山直樹方
破産者　三上　正治
1　決定年月日　平成28年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２８４号
和歌山市紀三井寺640番地の３　203、開始決定時の住所和歌山市紀三井寺800番地の95
破産者　関　　正義
1　決定年月日　平成28年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１５３号
和歌山市杭ノ瀬181番地18、開始決定時の住所和歌山市西浜1660番地の272
破産者　八幡　史郎
1　決定年月日　平成28年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２２３号
和歌山市中之島690番地
破産者　佐々木　信
1　決定年月日　平成28年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２５１号
和歌山県橋本市向副1016番地の１
破産者　真和防水こと　前谷　健一
1　決定年月日　平成28年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２５４号
和歌山県海南市大野中39番地４
破産者　井窪　　幸（旧姓大佐古）
1　決定年月日　平成28年１月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第３１号
岩手県奥州市江刺区岩谷堂字御所橋25番地１ゴーシュ館101号室、旧住所岩手県胆沢郡金ケ崎町西根大前59番地　Ｂａｍｂｏｏ　ｗｏｏｄ２　101号室
破産者　千葉　勝史（旧姓猪又）
1　決定年月日　平成28年１月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部

破産手続終結

平成２７年（フ）第１４３号
札幌市白石区菊水元町１条４丁目１番31号、登記簿上の本店所在地札幌市白石区平和通13丁目南１番地
破産者　株式会社金子建設運輸
1　決定年月日　平成28年１月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１４４号
札幌市北区新琴似８条１丁目１番34号　ニュー鳳ビル３階
破産者　大商建設株式会社
1　決定年月日　平成28年１月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所民事第４部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２７年（フ）第６３４号
札幌市白石区東札幌６条３丁目１番１－1008号
破産者　中澤　秀行
1　決定年月日　平成28年１月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部